

第 1 章 計画の策定にあたって

第 1 章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨（目的）

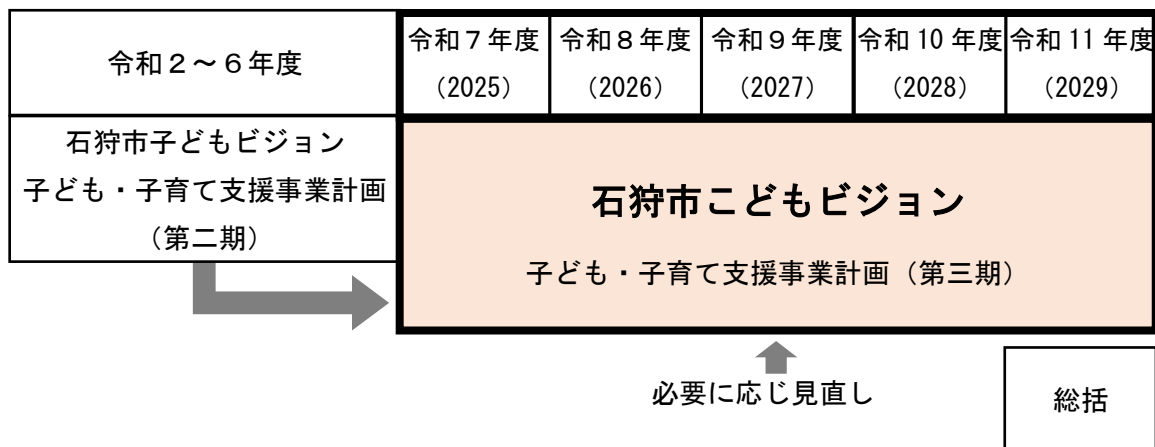
本市のこども・子育て施策は、こどもの最善の利益の保障を目指し、子育て・子育てを地域全体で見守り支え合うことのできる地域づくりを理念として進めてきました。

これまでの基本的な流れを継承し、目指す地域づくりを実現していくためには、市民の参加と協働によるまちづくりを推進していくことが欠かせません。そして、施策の成果をより実りのあるものとするため、保護者、地域、事業者、市が共通認識に立ってこども・子育て支援に取り組むことが重要であり、そのためには施策の総合的な展開の基本となる行政計画の策定が必要です。

本計画は、市のこども施策に関する基本計画として策定し、国の施策に呼応した法定計画としての役割を担うとともに、地域全体が共通認識に立って取り組むための基本的な考えや目指す方向性を示し、その理念を実現するための各施策の推進計画として策定するものです。

2. 計画の期間

本計画の期間は、令和 7（2025）年度から令和 11（2029）年度までの 5 年間とします。ただし、「子どものための教育・保育給付」の事業量が当初の見込みと大きく乖離している場合には、適切な基盤整備を行うため、計画期間の中間年を目安として、計画の見直しを行います。



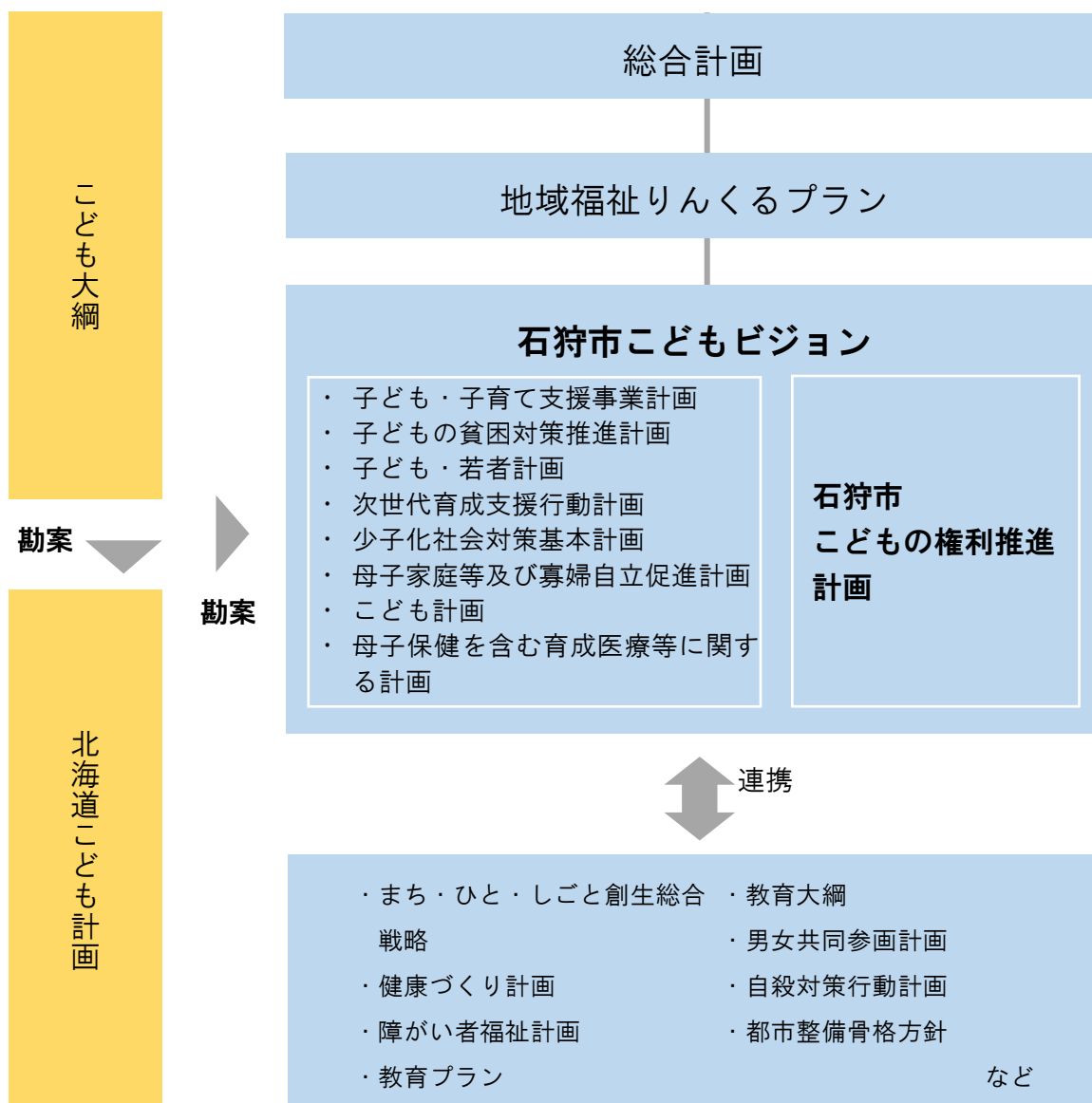
3. 計画の位置付け

本計画は、本市のこども施策に関する基本計画として、こども・子育て施策を包括的に網羅し、総合的に推進するために策定します。

また、この計画は「こども大綱」、「北海道こども計画」を勘案して策定し、こども基本法に基づく「市町村こども計画」、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「子どもの貧困対策推進計画」、子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者計画」、少子化社会対策基本法に基づく「少子化社会対策基本計画」、子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援行動計画」、母子及び父子

並びに寡婦福祉法に基づく「母子家庭等及び寡婦自立促進計画」、成育基本法に基づく「母子保健を含む成育医療に関する計画」、石狩市こどもの権利条例に基づく「石狩市こどもの権利推進計画」を内包します。

また、持続可能な開発目標（SDGs）の実現に向けた取組の視点も取り入れながら、この計画の上位計画である石狩市総合計画や石狩市地域福祉りんくるプランはもとより、石狩市健康づくり計画、石狩市障がい者福祉計画、石狩市教育プランなど、他の個別計画等と連携し、考え方や施策を反映します。



4. 計画の基本理念

石狩市では、児童の権利に関する条約（平成6年条約第2号）、日本国憲法及び子ども基本法（令和4年法律第77号）の理念に基づき、子どもたちが安心して自分らしくすこやかに成長していくため、子どもにとって大切な権利が将来にわたって保障され、総合的に施策を推進していくことを目的に令和6年●月●日に「石狩市子どもの権利条例」（以下、条例）を制定しました。

条例は、「子どもにとって大切な権利」、「おとな等の役割と市の責務」、「子どもの参加と意見表明」、「子どもの権利侵害に関する相談と救済」を明記しており、市役所、市民や子どもに係る施設などが、子ども施策を将来に渡って進めていくための共通した基盤となります。

これを踏まえて、本計画における基本理念とし、次のように定めます。

子どもの権利を守り、
子どもまんなかまちづくりを推進するまち

・石狩市子どもの権利条例

今後、追加予定

・こども基本法(抜粋)

(目的)

第一条 この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的とする。

SDGs

持続可能な開発目標

(Sustainable Development Goals: SDGs)は、

すべての国が取り組むべき17の目標と

169のターゲットが定められた国際目標です。

2015年9月に国連総会で採択され、

2016年から2030年までの間、

世界中の国がこの目標の達成に向けて

取り組むこととなります。

